解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

沖縄県うるま市石川東山一丁目六番五号

特定非営利活動法人親子サポートぴょん

清算人　伊波ゆみ子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年三月二十七日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

千葉県長生郡一宮町一宮二四五七番地　一宮町役場内

一宮町東浪見土地区画整理組合

清算人代表　小関　國男

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年三月三十一日付け千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

千葉県富津市下飯野一三五三番地一

富津市山王土地区画整理組合

清算人代表　小柴　裕一

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

東京都中央区銀座八―九―一三

外国運輸金融厚生年金基金

代表清算人　牛腸　武男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年二月一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

福井県三方郡美浜町笹田第一二号二番地の一

医療法人社団梅湖会

代表清算人　原田　佳昭

解散公告（第一回）

広瀬土地改良区は、平成二十七年三月十九日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地

清算法人広瀬土地改良区

清算人代表　杉山　英雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月二十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

長崎県佐世保市江上免一九五六番地

寶聖院

清算人　加藤　亮雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月十三日石巻市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

宮城県石巻市わかば三丁目一二番地一五

石巻市蛇田北部土地区画整理組合

代表清算人　西條　文雄

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は第一回掲載（平成二十七年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

長野県長野市南長池七一〇番三

長野県トラック事業厚生年金基金

代表清算人　岩下　勝美

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月十六日湖西市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

静岡県湖西市新居町浜名五一九番地の一

新居町内山土地区画整理組合

清算人代表　中村　邦徳

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

大阪府大阪市中央区本町二丁目一番六号

大阪府石油厚生年金基金

代表清算人　橋本　幸治

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

熊本県熊本市中央区上水前寺二丁目一八番四号　九州エルピーガス事業厚生年金基金

代表清算人　緒方　義明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月十七日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

富山県高岡市城東一丁目一番八号

医療法人社団健生会

清算人　市堰　英之

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月二十日労働組合法第一〇条第二号の規定により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

京都府京都市御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階

明星自動車労働組合

清算人　弁護士　高山　利夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成十七年三月三日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十三日

和歌山県日高郡日高川町大字愛川三九〇番地

李生産森林組合

清算人　射場　弓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市赤川町一九八番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　下間　光徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十三日

北海道函館市本町八番一八号　五稜郭本町ビル三階　函館行啓通法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　奨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡船越村一〇三番戸、最後の住所不明　被相続人　亡　菊地　カル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十三日

岩手県下閉伊郡山田町飯岡第六地割一〇六番地二一　相続財産管理人　貫洞　厚